平成２５年（再イ）第２９号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字海道28番地18
再生債務者　角村　直也
1　決議に付する再生計画案　平成25年８月12日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年10月１日まで
平成25年９月３日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第３３号
京都市左京区岡崎徳成町17番地２
再生債務者　戸田　英雄
1　決議に付する再生計画案　平成25年８月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年10月１日まで
平成25年９月３日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第３号
京都府綾部市味方町薬師谷150番地の63
再生債務者　春田　裕哉
1　決議に付する再生計画案　平成25年８月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年10月３日まで
平成25年９月２日
京都地方裁判所福知山支部個人再生係

平成２５年（再イ）第３７号
埼玉県ふじみ野市西原１丁目１番地45　ダイアパレス上福岡けやき通り601号
再生債務者　佐藤　洋昭
1　決議に付する再生計画案　平成25年８月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年10月４日まで
平成25年９月３日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第５号
新潟県長岡市四郎丸４丁目５番４号
再生債務者　長谷川梨緒
1　決議に付する再生計画案　平成25年８月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年９月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年９月24日まで
平成25年９月３日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第４７号
埼玉県川口市大字戸塚4814番地の３
再生債務者　佐藤　裕美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第９７号
東京都狛江市西和泉２丁目10番208号
再生債務者　武道　宗祐
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月３日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（再イ）第２号
茨城県鉾田市鉾田1569番地８
再生債務者　樫村さゆり
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月３日　水戸地方裁判所

平成２５年（再イ）第３号
茨城県神栖市矢田部4089番地17
再生債務者　長島　　明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月21日　水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（再イ）第１６４号
東京都葛飾区宝町２―23―４
再生債務者　平間　厚司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第６号
茨城県小美玉市先後419番地15
再生債務者　櫻井　広茂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月３日　水戸地方裁判所

平成２５年（再イ）第２０２号
東京都練馬区大泉学園町６―19―35―109
再生債務者　宮崎　昌典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１７０号
埼玉県さいたま市桜区田島６－２－８―406
再生債務者　斉藤　壽一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１４２号
東京都世田谷区上祖師谷３―13―27―102
再生債務者　守永　知弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１８９号
東京都文京区本駒込２―13―23　ハイツＳＡＳＡ１Ｆ、住民票上の住所東京都杉並区上井草１―12―３―101
再生債務者　後藤　義明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１３号
仙台市若林区中倉２丁目11番３―202号
再生債務者　鈴木　　淳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月３日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第２４号
仙台市若林区伊在字屋敷２番地の２　10―２　Ｂ２ＬＬＧ六丁の目中央606
再生債務者　星野　伸一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月３日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第２号
鹿児島県肝属郡肝付町前田4012番地１
再生債務者　永福　恵太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２５年（再イ）第２１６号
東京都町田市金井８―28―９
再生債務者　菊地　信彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月２日
東京地方裁判所民事第20部